

「都市政策研究」研究論文投稿規定

1. 投稿資格

原則として、公益財団法人福岡アジア都市研究所および福岡市職員または賛助会員に限る。ただし、編集委員会が認める場合にはこの限りではない。

2. 論文内容

都市政策に関連する研究成果をまとめたものとし、特に福岡市の都市政策に対する何らかの提言的な内容を含むことが望ましい。内容は新奇性または有用性のあるものでなければならない。また原則として未発表のものに限る。

3. 投稿原稿

原稿の言語は日本語または英語に限る。投稿論文の形態および執筆の詳細は、別途定める執筆要領を参照すること。

4. 投稿方法

執筆要領にしたがって作成した論文原稿を編集委員会へ提出する。

5. 投稿期日

随時受け付ける。

6. 審査

提出された論文は、編集委員会による審査を経た上で、採否を決定する。また、編集委員の審査においては、執筆者に原稿の修正を求めることがある。採否の判定基準は以下の通りとする。

1. 内容が都市政策研究（広い意味で）にふさわしいか
2. 研究目的が明確で、その結論が得られているか
3. 主たる部分に新奇性または独創性が認められるか
4. 普遍性があるか。あるいは他の都市にも参考になるか
5. イデオロギー的、非常識的、過度の宣伝になっていないか
6. 論文としての体裁が整っているか。本質的誤りはないか

7. 投稿料

原則として無料とする。

8. 著作権

掲載された著作物の著作権は（公財）福岡アジア都市研究所に帰属する。

9. 提出先

投稿論文は以下の宛先に送付する。

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-10-1

（公財）福岡アジア都市研究所 都市政策研究編集委員会
info@urc.or.jp

2010.2.10 決定

2011.4.1 変更